

## 『試作品・新サービス開発のための設備投資等を支援してほしい』 ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金

国際的な経済社会情勢の変化に対応し、足腰の強い経済を構築するため、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行う中小企業・小規模事業者の設備投資等を支援します。

### 対象となる方

認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者であり、以下の要件のいずれかに取り組むものであること。

「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3~5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。

または「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善であり、3~5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。

### 支援内容

<複数の中小企業・小規模事業者が、事業者間でデータ・情報を共有し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクトを支援>

**■補助金額** 企業間データ活用型 : 1,000万円/者(連携体は10者まで。さらに200万円 × 連携体参加数を上限額に連携体内で配分可)

**■補助率** 2/3以内

<中小企業・小規模事業者が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援>

**■補助金額** 一般型 : 1,000万円、小規模型 : 500万円

**■補助率** 2/3以内・1/2以内(※)

※一般型は上限額1,000万円で、生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画の認定又は経営革新計画の承認を取得して一定の要件を満たす者は、補助率2/3。それ以外の事業は補助率1/2。

※小規模型は上限額500万円(設備投資を伴わない試作開発等も支援)。小規模事業者は補助率2/3、その他事業者は補助率1/2

※全類型共通 生産性向上に資する専門家を活用する場合 補助上限額30万円アップ

### ご利用方法

- (1)各都道府県の地域事務局に、公募期間中に申請書を提出
- (2)外部有識者で構成される審査委員会において提案内容が審査され、採択先が決定
- (3)各都道府県の地域事務局から補助金の交付決定通知後、試作品・新サービス開発、設備投資等を実施し、終了後、成果を報告
- (4)地域事務局による検査後、全国事務局から補助金を受給
- (5)事業終了後5年間の成果を毎年報告

※詳細については、各都道府県の地域事務局にお問い合わせください。

### お問い合わせ先

・各都道府県の地域事務局(巻末お問い合わせ先一覧参照)